

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

コロナ感染者の全数把握見直し

全ての新型コロナウイルス感染者の情報を届け出る「全数把握」について、都道府県の判断で届け出対象を高齢者等に限定できるように見直し、来月2日から運用開始予定。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/29(月) 仏滅

30(火) 大安

31(水) 赤口 6月決算法人の確定申告ほか

9/ 1(木) 先勝 二百十日、関東大震災記念日、防災の日

2(金) 友引

3(土) 先負

4(日) 仏滅

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

8/22(月) 28,794 ▼136 136.83 ▼0.17

23(火) 28,453 ▼341 137.27 ▼0.44

24(水) 28,313 ▼140 136.54 △0.73

25(木) 28,479 △166 136.47 △0.07

26(金) 28,641 △162 137.01 ▼0.54

10月から改定される「地域別最低賃金」

◆ 令和4年度の改定額は過去最高の引上げ額

令和4年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した引上げ額の目安などを参考に各都道府県の地方審議会が改定額を審議した結果、22道県が引上げ目安を超える改定額を答申しました。

これにより、各都道府県の引上げ額は30～33円（30円：11県、31円：20都道府県、32円：11県、33円：5県）となり、答申された改定額の全国加重平均額は961円（31円引上げ）となります。

改定額の発効日は各都道府県で異なりますが10月1日～20日までに発効予定となっていますので、厚生労働省ホームページ等で確認しましょう。

◆ 地域別最低賃金に関するQ & A

Q. 「地域別最低賃金」とは？

A. 産業や職種、雇用形態に関係なく、原則として各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に支払わなくてはならない最低賃金額です。なお、特定の産業については、地域別最低賃金よりも高い金額水準の「特定（産業別）最低賃金」が定められています。

Q. 最低賃金未滿の賃金を支払っていた場合は？

A. 使用者は労働者に対して最低賃金額との差額を支払う必要があります。なお、労働者との合意の上で最低賃金未滿の賃金を定めた場合でも無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

Q. 最低賃金の対象となる賃金とは？

A. 毎月支払われる基本的な賃金が対象となり、実際に支払われる賃金から一部の賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金、通勤手当など）を除きます。

Q. 派遣労働者に適用される地域別最低賃金は？

A. 派遣先がある地域の最低賃金が適用されます。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201532

貸倒損失として損金に計上できるケース

取引先の倒産などによって売掛金などの債権が回収不能となってしまった場合は、税務上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失を計上できるケースは限られています。

貸倒損失として認められるには、①法的手続きや債権者集会の協議などで債権が切り捨てられた場合（法律上の貸倒れ）、②債務者の資産状況、支払能力等から全額回収できないことが明らかになった場合（事実上の貸倒れ）、③売掛債権について、継続的な取引を行っていた債務者との取引停止から1年以上経過した場合など（形式上の貸倒れ）、いずれかに該当する必要があり、回収不能に至った証拠書類などを残すことが重要です。

★★★ 9月のチェックポイント ★★★

※ 健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分（10月納付）から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※ 今年は例年と異なり年度の途中、10月から雇用保険料率が変わるので注意が必要です。厚生労働省のHP等で確認してください。

※ 9月は10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」。

※ 9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

① 03-3940-6000 へTEL(プッシュ回線)。

② 記事下のBOX番号を入力し#。

③ 取り出し先のFAX番号を入力し#。

※ アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

10月に改定される「地域別最低賃金」の概要

◆令和4年度地域別最低賃金の答申状況

・地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額は、47都道府県で30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）となり、最高額は東京都の1,072円です。

・改定額の全国加重平均額は961円（令和3年度930円）となり、31円の引上げは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額です。

・答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

◆最低賃金制度の概要

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ定められています。

「特定（産業別）最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金で、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

なお、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

【最低賃金の適用される労働者の範囲】

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称を問わず適用）。

特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方などは適用除外）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

【最低賃金の対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【派遣労働者への適用】

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣労働者又は派遣元の使用者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。